

特別解説

マネロン・テロ資金供与をめぐる規制動向と 3つの防衛線による対応（上）

弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士 高橋 良輔

2019年にFATF (Financial Action Task Force: 金融活動作業部会) による第4次

対日相互審査が控えるなか、金融庁は、2018年2月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「金融庁ガイドライン」という)を公表した。これを受けて金融機関等においても、迅速に態勢整備が進められているが、マネロン・テロ資金供与対策は、規制体系が複雑かつ流動的で、専門知識が求められる分野であることもあり、十分に対応できていない部分もあるように思われる。

そこで、本稿では、マネロン・テロ資金供与をめぐる規制動向を概観したうえで、営業部門、管理部門、内部監査部門という3つの防衛線 (Three lines of defense) の観点から、関係法令および金融庁ガイドライン等を踏まえて、対応するべき事項を整理する。

なお、本稿中で意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属したまたは過去に所属した組織・団体の見解ではないことに留意されたい。

一 マネロン・テロ資金供与をめぐる規制動向

1 総論

マネロン・テロ資金供与に関する規制については、1980年代は麻薬対策を中心としたものであったが、犯罪集団の組織化やテロリズム集団の活動範囲の拡大等を受けて、1990年代には組織犯罪対策、2000年代にはテロ資金供与対策をも含むものとなった。その結果として、我が国には、マネロン・テロ資金供与に関する複数の規

制が存在しており、さらに関連する海外規制も加えると、規制環境としては、非常に複雑なものになっているといえる。

以下では、マネロン・テロ資金供与に関する規制の中でも、特に金融機関等が留意すべきものについて、その概要を説明する。

2 国内規制

2018年通常国会成立の 金融関係法の概要

平成30年1月22日に召集された第196回通常国会は、同年7月22日に会期が終了し、各種法律の制定、改正の成立を見た。金融機関の業務に関連するいくつかの法律についても、その改正法が成立したが、本誌面は、そのうち主だった法律を取り上げ、その改正等の概略を報告するものである。なお、紙幅の関係上、内容の詳細に関しては各法律を直接ご参照いただきたい。

一 民法（相続法）等の一部改正

1 概要

相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされていなかったが、その間にも、社会の高齢化がさら

に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていた。そこで、このような社会経済情勢の変化に対応し、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれている。

その他、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の形式を緩和する等、多岐にわたる改正項目が盛り込まれている。誌面の都合上、金融機関の業務に影響を与える主な改正項目の一部を取り上げる。

2 主な改正項目の一部と金融機関の業務への影響

(1) 遺産分割に関する見直し等（仮払い制度等の創設・要件明確化）

最決平成28・12・19民集70巻8号2121頁、金融・商事判

例15110号37頁の考え方によれば、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれ、共同相続人による単独での払戻しができないので、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済等の資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預貯金の払戻しができない。そこで、遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、2つの仮払い制度が設けられている。改正後の金融機関の窓口ではこれらの仮払い制度に基づいて共同相続人による単



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士
川村英二 古澤陽介

〈シリーズ〉

次代を担う 人材を考える

②金融業界を担う人材を考える①

金融庁 監督局銀行第二課
地域金融生産性向上支援室長

日下 智晴

くさか・ともはる ● 広島銀行
に31年間勤務、2015年11
月金融庁入庁。18年7月よ
り現職。



生活経済ジャーナリスト
人財開発コンサルタント

和泉 昭子

いずみ・あきこ ● メディア出
演や講演のほか、「働き方改
革」「リーダーシップ」等の研
修も行う。内閣府、厚生省、
金融庁、日本年金機構等、公
職多数。



○日本の問題点と地域金融 機関の目指すべき未来

日下 金融庁の目下です。前職の広島銀行時代に、融資企画部を立ち上げ、金融機関にとっての生命線となる融資に強い人材の育成に関わりましたので、本日はその経験も踏まえてお話しできたらと思います。

和泉 生活経済ジャーナリストの和泉です。個人や企業にライフプランやマネー、キャリアに

関する情報を発信するとともに、金融機関向けのコンサルティングや研修も担当しております。よろしくお願ひいたします。

早速ですが、まずは、地域金融機関が目指すべき姿について、お話をうかがえないでしょうか。

日下 金融行政方針に謳われているとおり、地域企業の持続的成長とお客様の資産形成が金融行政の究極的な目的であり、それはすなわち、地域金融機関が

目指している姿とおそらく同じはずです。法人のお客様であれば、法人のお客様の成長、個人のお客様であれば、個人のお客様の資産の形成、それらがいずれもお金を取り扱う金融機関の本業として行っているものであることは間違いないことでしょう。

和泉 もう少し具体的には、どういうことでしょうか。

日下 今の日本の最大の問題点は人口減少であり、経済の担い

手が確実に減少しつつあります。そのような時代だからこそ、回り道することなく、企業は、自社の理念に基づいた経営を着実に進める必要がありますし、個人も自分たちのライフプランに応じて、よりの確なお金のやりくりをしていかなければなりません。それらについて、専門的知識をもったサポート役として、地域金融機関が求められるわけです。

和泉 最近では、FinTech等により金融機関の業務の自身が大きく変化していると思います。合理化等により仕事内容はどう変化していくと考えればよろしいでしょうか。

日下 先ほど、お金を取り扱う業務と申し上げましたとおり、金融機関とは、基本的にお金の流れに寄り添う立場にいるわけです。今までは、基本的に金融機関を通してお金がやりとりされていたのですが、特に個人のお客様において、そうではない事例も出てきています。金融機関としては、お客様との接点が変わり、店舗のあり方も変わってくるのではないのでしょうか。